

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	ふるさと納税寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、その情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例の求めを行った者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	motiONE・オンライン申請管理システム(e-NINSHO・IAM等)
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項 別表第一の16の項 ②番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ③地方税法 附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	成長戦略室ふるさと戦略課
②所属長の役職名	成長戦略室ふるさと戦略課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	成長戦略室ふるさと戦略課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-479-6758
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	成長戦略室ふるさと戦略課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-479-6758
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月21日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成31年 1月29日時点	いつの時点の計数か 令和元年 10月31日時点	事後	
令和1年10月21日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年 1月29日時点	いつの時点の計数か 令和元年 10月31日時点	事後	
令和4年1月28日	1.特定個人情報を取扱うファイル名	エクセルファイル及び申告特例通知書作成支援ツール	マイナンバー管理システム	事後	
令和4年1月28日	1.対象人数	2)1000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	
令和4年7月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	マイナンバー管理システム	マイナンバー管理システム、オンライン申請管理システム	事前	
令和4年7月20日	5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総合政策部次長兼政策推進課長	総合政策部政策推進課長	事後	
令和4年7月20日	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	1)特に力を入れている	事前	
令和5年1月18日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	マイナンバー管理システム、オンライン申請管理システム	motiONE・オンライン申請管理システム(e-NINSHO・IAM等)	事後	
令和5年5月23日	5.評価実施機関における担当部署①部署	総合政策部次長兼政策推進課	成長戦略室ふるさと戦略課	事後	
令和5年5月23日	5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総合政策部次長兼政策推進課長	成長戦略室ふるさと戦略課長	事後	
令和5年5月23日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話072-483-0001	行政経営部デジタル推進課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-429-9092	事後	
令和5年5月23日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	成長戦略室ふるさと戦略課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0004	成長戦略室ふるさと戦略課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-479-6758	事後	
令和5年5月23日	1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月28日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年5月23日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和5年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	泉南市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じており、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	泉南市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和5年5月23日	令和7年9月1日	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 7請求先	行政経営部デジタル推進課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-429-9092	成長戦略室ふるさと戦略課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-479-6758	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年9月1日時点	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年9月1日時点	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV8 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式改定に伴う変更

[illegible]